

## 島根海区漁業調整委員会事務局だより

第 15 期第 7 回島根海区漁業調整委員会が、平成 30 年 3 月 27 日（火）に松江市のエクセルホテル東急で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

### 【議題】

- (1) 島根海区における漁業権の免許内容等の事前決定について（諮問）
- (2) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）
- (3) 日本海・九州広域漁業調整委員会指示について（報告）
- (4) 平成 29 年の島根県の漁業生産状況について（報告）
- (5) その他（太平洋クロマグロの資源管理の状況について…報告）

委員会での検討結果は以下のとおりです。

### (1) 島根海区における漁業権の免許内容等の事前決定について（諮問）

前回（第 15 期第 6 回：平成 29 年 12 月 18 日開催）の島根海区漁業調整委員会において協議した漁場計画について、関係機関協議を終了後、漁場計画の事前決定について、知事より本委員会に諮問がされました。

事務局説明のあと、委員からは特に意見がありませんでした。

委員会での審議ののち漁業法第 11 条第 4 項の規定により、13 時 20 分から同会場で公聴会を開催しました。

### 【公聴会】

公述人の出席なし。

意見書による陳述なし。

公述人の出席はなく、書面による意見陳述もなく、13 時 25 分、公聴会を終了しました。

公聴会終了後、委員会を再開し、本委員会として、本件に係わる知事からの諮問に「異議ない」旨答申することを決定しました。

漁場計画の概要は以下のとおりです。

**定置漁業権** 19 件

○新規、廃止、区域の変更等は無し

**区画漁業権**

第一種区画漁業権

藻類 → 28 件

貝類 → 8 件

魚類 → 2 件

○新規漁業権は無し

○松江市島根町野波のわかめ養殖は、行使実態がないため廃止

○松江市美保関町片江のわかめ養殖は生産量拡大のため、区域を変更

(2) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について  
(諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、県計画を定めています。

このたび、平成 30 年漁期のスルメイカに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得ており、平成 30 年 3 月 30 日に県計画が公表されました。

県の管理計画の変更の概要

	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月の知事管理量
スルメイカ	若干

(3) 日本海・九州広域漁業調整委員会指示について (報告)

山口県から九州西部の海域においては、トラフグの資源管理を目的として、日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員会指示によって、5 トン以上のトラフグはえ縄漁船の隻数や漁期が制限されています。

この委員会指示については、3 月 19 日に東京で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会において指示の継続が了承されました。

島根県ではトラフグ延縄漁船はいないものの、規制海域の一部が本県沖合漁場と重なることから、情報を共有するため本委員会で報告しました。

#### (4) 平成 29 年の島根県の漁業生産の状況について（報告）

水産技術センターより平成 29 年の島根県の漁業生産の状況について報告がありました。

総漁獲量は 13 万 2 千トン、総生産額は 198 億円で、前年に比べ量は 2 万 4 千トンの増加、生産額は 6 億 1 千万円の増加という結果となりました。漁獲量が増加した要因としては、マイワシの増加、生産額の増加には、マイワシとサバ類の増加が大きく影響。漁業種類別では、まき網漁業や沖合底びき網漁業、定置網漁業が比較的好調でしたが、小型底びき網漁業やイカ釣り漁業は低調に推移しました。

特にイカ釣り漁業では、ケンサキイカは平年並みであったものの、スルメイカは平年を下回る漁獲が続いており、資源状況の悪化が心配されているとのことでした。

#### (5) その他（太平洋クロマグロの資源管理の状況について）

3 月 19 日に東京で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会において、現在、当該委員会の委員会指示により承認制となっているクロマグロを対象とした沿岸漁業（ひき縄釣り・釣りなど）について、承認条件の強化などを盛り込んだ新たな委員会指示案が国から提出され、同日付で可決されたことから、新たな委員会指示の概要について事務局より報告がありました。

**お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950**